

JAERA

News Letter

Aug/24/2007

No.13

全国から48人がチャレンジ JAERA認定インストラクター講習始まる 四国ブロックでは紅一点の参加も

日本ELVリサイクル機構(本部東京港区、酒井清行代表理事)(以下ELV機構)が、今年度の新たに設ける「認定インストラクター」を育成する講習が、自動車再資源化協力機構(以下自再協)の協力の下、7月28日の中部北陸ブロックでの開催を皮切りに全国的に始まった。

「認定インストラクター」とは、全国各ブロックから応募・推薦を受けた各地域組合の次世代の担い手で、今年度ELV機構が自再協からの委託事業として行う「フロン及びエアバッグの適正な回収処理技術の習得講習」における講師役。自動車解体業界の経営者の高齢化が進む中で、ELV機構としては、彼ら「認定インストラクター」をELVの適正処理の指導役とともに、各地域での次世代リサイクル産業を担う経営革新の牽引役として育成すべく、総力を挙げて取組む。

初の「認定インストラクター」候補者48名のうち経営トップ自らがインストラクターを目指すのは12名(25%)二世を含む後継者が10名(21%)で半数弱を占める。残り半数は工場長など社員という構成だ。年齢構成は53歳を筆頭に22歳までで、平均年齢は35歳となった。異色は四国の(有)ヤツツカ生産課に所属する女子社員の山本留美子さん。初の女性インストラクター誕生も期待される。



全国のトップを切って講習を受ける中部北陸ブロックのインストラクター候補の皆さん。組合代表者の方々とともに受講しました。

講習は9月一杯で終了、年度後半に開催が予定されている全国インストラクター集会の席上、ELV機構から「認定証」の授与が行われる。こうして誕生した「認定インストラクター」は、自動車解体現場で最も基礎的な作業となる「フロン及びエアバッグの適正な回収処理技術の習得」について全国で講師役を果たす。

このような、解体業界自らが適正処理を促進する取り組みによって、ELV機構は全国団体として果たすべき大きな役割を全うし、引続き自再協と協力しつつ業界をリードして行く考えだ。

さらにELV機構では、今回の講習事業をステップとして、来年度以降新たな研修プログラムを立案、各地域

【インストラクター ブロック講習会日程表】

日程(曜日)	開始	終了	ブロック	会場
9月1日(土)	13:00	16:00	関東東	(有)昭和メタル岩機工場
9月1日(土)	13:00	17:00	近畿	実習場所⇒(株)関西リビルトパーツ座学⇒荻村自動車商事(株)
9月2日(土)	13:30	16:00	九州 九州 沖縄	北九州ELV協同組合
9月8日(土)			四国	(株)ヤツツカ
9月15日(土)	10:00		関東西	(株)イワマワークス
9月22日(土)			東北	(株)イマイ自動車
9月22日(土)	13:00		関東中	(有)安全自工

▼の若手後継者育成等のカリキュラムを取り入れる予定だ。

7月28日の中部北陸ブロックでの「インストラクター講習」は、富山県高岡市のハリタ金属(株)本社工場を会場に開催。愛知・岐阜・三重・富山・石川4県各組織の代表が見守る中、インストラクター候補6名が参加、本部から

駆けつけた酒井代表からの激励を受けた後、自再協の柴田芳徳講師の指導を受けつつ実地研修と取り組んでいた。

8月25日には北海道ブロックと中国ブロックの講習がそれぞれ開催される。9月のブロック別講習日程は1面別表の通り開催される。◀

移転登録の励行、転売先の明示を 経産省など自動車流通団体に要請

経済産業省・環境省・国土交通省の3省は7月末、今年3月に公表した「一時抹消登録車両の現状確認調査」を踏まえ、道路車両運送法・自動車リサイクル法に照らして懸念すべき課題があるとして、改めて自動車関係業界へ注意を呼びかけた。

課題は①所有権解除に伴う移転登録の励行②中古車売買に伴う契約書等の保管問題③オートオークションによる転売先の明確化、の3点。

調査では、車検証上の所有者が売買等によって、すでに所有者でなくなったにも関わらず、移転登録を行わなかったため、旧所有者のままで一時抹消されるような事例が見られるところから「移転登録の励行」を再度求めた。

また、道路運送法では売買契約書等の3年間保管が義務付けられているにも関わらず、記録が途中までで不明になっているケース、オークション経由で売買が行われたにもかかわらず出品者に落札者情報が伝わらず、転売ルートが不明となっている事例などがあったことから、これを遵守するよう求めた。◀

経産省、高橋室長らが解体業視察 千葉県内の3業者を回る

経済産業省と自動車リサイクル促進センタースタッフによる千葉県内の自動車解体業の視察が先頃行われた。視察したのはこの7月に就任した経産省自動車課の高橋政義自動車リサイクル室長、同企業・流通担当の中島誠課長輔佐、同川和田守自動車リサイクル室係長と財団法人自動車リサイクル促進センターの大木宏高専務理事の一行4名。

視察先は、四街道市の京葉自動車工業(株)(酒井清行社長)、佐倉市の(有)白土商会(白土秀明社長)、八千代市の(有)オートパーツキウチ八千代工場(木内俊之社長)の3社。また外国人によって経営されている解体工場の周辺もあわせて視察した。

千葉県は全国でも解体業者数の多いことでも知ら

▼れているが、それぞれ特色のある3社を選定。京葉自動車工業(株)は、E L V機構の代表理事でもある酒井社長が経営、県内に3箇所の工場を持ち、部品を主体に国内向けと海外への輸出を行っている。同社ではストックヤードの管理状況、フロン回収の回収・エアバッグの車上作動の状況などを視察。(有)白土商会は国内向けの部品販売を主体とした企業。整理整頓が行き届き、狭い敷地を高度に活用しているモデル的工場といえる。(有)オートパーツキウチ八千代工場は典型的な素材出荷型工場。自動化された廃油廃液の抜き取り作業の後は、3台の二ブラーによって廃車から銅・アルミなどを素材別に分離しながらはプレスを通して他県のシュレッダー業者へ引渡している。

いずれも自動車解体工場の現場を視察するのは初めてとあって、驚嘆の面持ちで作業工程を見守っていた。◀

京葉自動車工業(株)の更科ヤードで酒井社長からフロン回収の仕組みの説明を受ける高橋室長ら視察団一行



コンテナを巧みに利用した(有)白土商会の工場で白土社長と質疑を交わす視察の皆さん。

(有)オートパーツキウチ八千代工場は完全な素材回収型。巨大な二ブラーであつという間に廃車が処理される様子に驚く一行。



ガス漏洩防止キャップ使用の徹底

～経産省・環境省が自治体、関連団体に通達～

フロン類回収業者に再度徹底図る

自再協も「ボンベ専用ケース」を配布へ

先頃「運送業者がフロン類の回収ボンベを運搬する際、法律に查ためられた運搬基準に適合していなかったため、ボンベのバルブが回転、フロン類が大気に放出された」事件が発生、これを受けて経済産業省と環境省は、8月20日付けで自動車関連団体を通じフロン類回収業者に対し、「フロン類回収済みのボンベには漏洩防止キャップの使用につき再徹底を図る」との通達を行い、漏洩防止キャップの使用の徹底を周知している。

一方、自動車メーカーに代わってフロン類回収処理実務を行っている自動車再資源化機構(以下自再協)では、漏洩防止キャップの使用だけでなく、運送中のボンベの転倒を防止するため、ボンベを梱包する「ボンベ専用ケース」を用意、事故発生を防ぐ対策を9月から順次実施する。

ELV機構会員は必ず漏洩防止キャップの使用を

フロン類は、人体への毒性がなく、不燃性である等、利便性の高い特性を持ち、エアコンの冷媒として広く用いられてきたが、大気に放出されることによって「オゾン層の破壊」「地球環境の温暖化」等、深刻な影響がでることがわかり、平成14年の「フロン回収破壊法」施行以降、フロン類の回収破壊に関わる業者に対し、さまざまな指導が行われてきたことはご承知の通り。

自動車リサイクル法施行後は、自再協より漏洩防止キャップの配布がされていたが、ボンベへの取付けの徹底が十分とはいえなかった。上記漏洩事故でも、当該ボンベに漏洩防止キャップが使用されていれば防げたものであったことから、今回の通達により、国からフロン類回収業者に改めて漏洩防止キャップの使用の再徹底が指導されている。

これを受けてELVリサイクル機構としては、会員に対しフロン類のボンベの運搬に当たっては、必ず漏洩防止キャップの使用を義務付けるとともに、自再協との協力体制のもと、運搬以前の回収段階でも漏洩を根絶すべく、前述の

インストラクター制度導入に伴う「フロン類及びエアバッグ類の適正な回収技術の講習」をすすめている。

また、フロン類回収業者がガス漏洩防止キャップを紛失したり、数が揃わない場合は、委託業者であるヤマトコンタクトサービスへ連絡して発注することが可能となっている。

ヤマトコンタクトサービスの問合せ・連絡先

電話 0120-260-994

FAX 0120-260-995

転倒防止のため「ボンベ専用ケース」に梱包を

自再協は、ガス漏洩防止キャップの装着の徹底だけでなく、輸送中のボンベ転倒防止を図るためのポリプロピレン製の「ボンベ専用ケース」を開発、9月中旬以降、空ボンベをフロン類回収業者に返す際に「ボンベ専用ケース」に梱包して送付することになっている。(図1参照)

フロン類回収業者は「ボンベ専用ケース」の到着以降、破壊ルートに載せる際には、必ずガス漏洩防止キャップを装着の上、「ボンベ専用ケース」に入れて引渡す仕組みとしており、一次運搬の代行業者であるヤマト運輸は、ガス漏洩防止キャップと「ボンベ専用ケース」の両者がセットされていないと、今後はフロン類を運搬しない予定。

なお、全事業所への配布は10月末まで掛かる予定で、11月以降ボンベ引渡し時の容器収納を徹底していく。詳細情報については順次自再協より展開される予定。

図1 (漏れ防止のためのボンベ梱包)

従来はボンベをそのまま引き渡していましたが、ボンベの転倒等によりフロン類が漏れる事態が発生したことから、1Lボンベやエアバッグ類同様、専用梱包容器でボンベを梱包の上、引き渡すこととなります。



フロン類梱包容器の仕様(予定)

◇サイズ: 365×365×640(mm) ◇空重量: 約4kg

◇材質: ポリプロピレン 専用梱包容器は9月以降順次配布される予定です。

指定着払い方式で大型ポンベを引き渡されている
フロン類回収業者の皆さまへ

**フロン類の大型ポンベを引き渡す時は
漏れ防止キャップの装着が必須になりました!!**

フロン類の大型ポンベ/パレットを運搬しておりますヤマト運輸(株)では、法令遵守徹底のため、**漏れ防止キャップが装着されていない大型ポンベ**の運搬が行えなくなりました。

対 象：指定着払い方式で引き渡される大型ポンベ(10・12kg ポンベ/20・24kg ポンベ)

開始日：2007年 5月14日(月)以降に引き渡される大型ポンベ

キャップのタイプ：大型ポンベ用の漏れ防止キャップには、以下のタイプがあります。



タイプA
サイズ：ユニファイ 7/16-20



タイプB
サイズ：口がね 26mm

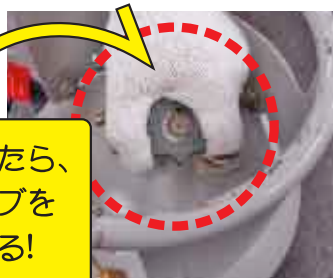


タイプC
サイズ：口がね 20mm
(おもにロケット型ポンベに使用)

大型ポンベを指定着払い方式でお引渡しいただく際は、**下記**の注意事項にご留意いただくようお願い致します。

大型ポンベ引渡時の注意事項

作業が終了したら、
ポンベのバルブを
しっかり締める!



バルブを締めたら、
ポンベの充てん口に
漏れ防止キャップを
取り付ける!



有限責任中間法人 自動車再資源化協力機構 提供

編集後記

◆先頃、某経済誌が「ゴミ争奪 リサイクルの真」なる特集を組んだ。ご覧になられた方も多いと思うが、「不正の温床 矛盾だらけのリサイクル5法」など刺激的な見出しの羅列について買ってしまったのだが、結論は、なんだこれは…だった。◆「抜け穴だらけのリサイクルシステム」の巻に自動車リサイクル法も図としては載っているのだが、どこがどう抜け穴なのか、解説は一字も無し。では、自動車リサイクル法が他の法律と比べ優秀だったのか?—これさえも表現されていなかった。◆さて、ELV機構の会員をお願いしていた「自り法に対する要望アンケート」が順次本部へ集まりつつある。どうい内容が多いか、どうい課題があるのか、はっきりと見極めたい。またそれをどう纏め上げるかが大切だ。会員の期待は大きいものがある。(編集子)

有限責任中間法人
日本ELVリサイクル機構

JAERAニューズレター

発行日：2007年8月24日

発行所：〒105-0004東京都港区新橋3丁目2-2

—美ビル5F

TEL.03-3519-5181 / FAX.03-3597-5171